

令和 7 年度ビジネスパートナー都市等交流事業業務委託仕様書

1 業務名称

令和 7 年度ビジネスパートナー都市等交流事業業務委託

2 業務の目的

本業務は、本市とビジネスパートナー都市（以下「B P C」という。（注 1））提携関係にあるアジア太平洋地域を中心とした 14 都市とのネットワークを維持・強化するとともに、提携都市間の相互協力といった B P C ネットワーク機能のメリット及び個別企業のニーズを踏まえた国際ビジネス活動サポート機能を最大限活用し、B P C 等における海外ビジネス促進や大阪市での B P C 等とのビジネス交流事業等を実施し、B P C 等の海外企業と市内中小企業等とのビジネス展開を支援することで、大阪経済の活性化に寄与することを目的とする。

（注 1）B P C とは

自治体のリーダーシップのもと民間レベルでの国際経済交流を促進し、本市中小企業の国際化、活性化と提携都市との相互理解、友好促進を深め、もって国際協調の発展に寄与することを目的として提携したアジア太平洋をはじめとする地域の都市。1988 年開始。

（提携都市：香港、シンガポール、バンコク、クアラルンプール、マニラ、ジャカルタ、ソウル、上海、ホーチミン・シティ、ムンバイ、メルボルン、天津、オークランド、ハンブルク）

3 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 履行場所

本市指定場所（大阪市内）

5 業務内容

(1) 大阪市での B P C 等とのビジネス交流事業等の実施

B P C 及び周辺都市（B P C の同国内の都市に限る。）（以下「B P C 等」という。）から大阪市とビジネス交流の希望があった企業を大阪に迎えての国内商談会開催及び国内見本市出展を実施し、ネットワークの強化・活性化、継続的な交流事業の充実を図ること。

また、B P C 提携都市間で市内中小企業のビジネス交流を促進するため、各提携先からのビジネス交流に係る引き合い案件や情報提供に関して、発注者の指示のもと、対応を行うこと。

（業務内容）

ア 「国内商談会」の企画・立案

（ア）支援対象企業

支援対象企業は主に市内中小企業とすること。

(イ) 国内商談会の企画・開催

B P C等の海外企業等との国内商談会に各回参加する支援対象企業を 10 社以上とし、開催回数 4 回以上、時宜にかなった内容で開催すること。ただし、1 回は B P C ラウンドテーブル会議開催（注 2）に伴う企業ミッション団の受入のため、同会議開催に合わせることにし、下記「想定商談会会場」において実施すること。なお、「想定商談会会場」については、発注者が申込み及び会場使用料を負担し確保する。

【想定商談会会場】ホテルニューオータニ大阪 宴会場「ウィステリア」及び「ライラック」
（面積：216 平方メートル及び 59 平方メートル。なお、詳細は別紙「想定商談会会場」を参照。）

【想定日時】令和 7 年 9 月 25 日（木）12 時～17 時

（注 2）B P C 提携都市の各代表者が年 1 回一堂に会する会議である B P C ラウンドテーブル会議は、毎年提携都市の中から交替で主催都市を決定して開催している。

○令和 7 年度 B P C ラウンドテーブル会議開催予定は次のとおり。

開催都市：大阪市

想定開催場所：ホテルニューオータニ大阪

日 時：令和 7 年 9 月 25 日（木）

事 務 局：大阪市経済戦略局及び大阪ビジネスパートナー都市交流協議会（注 3）

（注 3）大阪ビジネスパートナー都市交流協議会とは

「ビジネスパートナー都市」提携を通じて、経済交流の国際的多目的ネットワークを構築し、相互の繁栄及び相互理解・友好交流を深め、もって大阪の中小企業の国際化・活性化を推進することを目的に 1988 年 3 月に設立。現在、大阪市を含む 9 つの在阪の企業支援機関を中心に構成されている。

参考 H P：<https://www.ibpcosaka.or.jp/bpc/>

イ 「国内見本市出展」の実施

大阪市内で開催される大規模展示会・見本市において、B P C等の海外企業等のブースを出展し、B P C等との経済交流を深めるため、市内を中心とした在阪企業の国際ビジネスを支援する見本市を 1 回以上実施すること。ただし、1 回は B P C ラウンドテーブル会議開催に伴う企業ミッション団の受入のため、同会議開催に合わせることにし、下記の「候補となる大規模展示会（予定）」において実施すること。

(ア) 支援対象企業

支援対象企業は主に市内中小企業とすること。

(イ) 候補となる大規模展示会（予定）の概要

A 開催名称：ライフスタイル Week 【関西】

B 開催日程：令和 7 年 9 月 24 日（水）～9 月 26 日（金）

C 開催場所：インテックス大阪

D 主 催：R X Japan 株式会社

E 参考 H P：<https://www.lifestyle-expo.jp/kansai/ja-jp.html>

F 直近開催実績：令和 6 年 9 月 25 日（水）～9 月 27 日（金）インテックス大阪開催
来場者数 15,855 名

(ウ) 出展対象

B P C ラウンドテーブル会議開催に合わせて、来阪する企業ミッション団など B P C 等から外国公的機関（市政府、総領事館、商工会議所）を介して申し入れがあった企業・団体で 1 回 3 か国以上、合計 5 社以上とする。なお、出展企業の募集については発注者が B P C 等に周知し、受注者が事務局となってとりまとめ、出展決定については発注者と協議すること。

(エ) 出展費用

A 出展料について、受注者が負担する。ただし、上記（１）イ(イ)記載の候補となる大規模展示会については、発注者が出展の申し込み及び出展料を負担（注４）し、次の小間を確保する。なお、ブースの割当・配置については展示会主催者が行う。

【出展ブース】48.5 m² (16.2 m² [6m×2.7 m] × 3 小間分)

(注４) 敷地のみ、無料電源供給なし。角小間料 2 小間及び EXP0 Master 使用料（共同出展社分）含む。

B ブース装飾費及びその他経費については、受注者が負担する。ただし、出展企業の渡航費、宿泊費及び出品に関わり必要となる輸送費等、広告ツール作成費等は出展企業の負担とする。

(オ) 専門家派遣

出展ブースに来訪する在阪企業等に対して、滞りなく円滑に商談を行うため、商談時の逐次通訳者の適正な配置や、出展中に海外ビジネスに関する課題解決のためのアドバイスや情報提供等を行う専門家（以下「海外展開サポーター」という。詳細は別紙「海外展開サポーター」のとおり）を派遣すること。

(カ) 遵守事項

A 受注者は、主催者、会場関係者等と十分な協議を行い、参加企業を統率し、展示の企画、出展ブースの造作や P R 展開などの全般的な運営を担うこと。

B 一体感のあるブースデザインにより、出展内容を来場者にわかりやすく訴求できる効果的な設営及び運営を行うこと。

C 来場者を出展ブースまで誘致できるよう集客を促進し、商談を充実させること。

D 出展ブースでは、収益を目的としての販売を行ってはならない。

ウ 問い合わせ対応

各提携先からのビジネス交流に係る要望、取引依頼等、引合いに係る問い合わせについて、発注者と連携して適切な関係先機関に引き継ぐ等対応すること。

エ フォローアップ

交流事業の成果や引き合い案件に対する必要な継続対応及び、その後のビジネス情報の収集を行うこと。

オ 目標

「国内商談会」及び「国内見本市出展」の合計で 200 件以上の商談実績を得られるよう取り組むこと。また、「国内商談会」におけるアンケート調査等の結果において、「B P C 等とのビジネスモチベーションの高揚が見られた」（目標値：80%）、「海外展開が企業経営に貢献する」（目標値：70%）と回答する企業の割合が各目標値以上になるよう取り組むこと。

カ その他

(ア) 各業務の終了後、参加企業等に対するアンケートなどにより、参加の前後でビジネスモチベ

ションの向上がみられるかといった事業効果を測定すること。なお、事業成果等の把握のため、発注者から参加企業に対して直接アンケート調査等を実施する場合がある。

- (イ) 事業効果を分析し、B P C等とのネットワークを活用して大阪経済の活性化や大阪と提携先双方の発展に資する新たな取り組みにむけた検討を行うこと。

(2) 広報活動

本業務に関する情報及び海外事業展開に役立つ情報をウェブサイト（ホームページ）・メールマガジン・パンフレット等の広報媒体により在阪の関連機関の協力も得ながら、広く市内中小企業に周知を図り、海外展開希望企業及び支援事業利用企業の増加を図ること。

また、S N S媒体による情報発信を日・英で行い、事業の認知度アップ及び利用者の獲得に努めること。

(業務内容)

ア 情報発信

- (ア) 本業務の情報発信のために、インターネット上にウェブサイト进行設けること。構成については、業務ごとにページを作成し、詳細が決まり次第公開すること。なお、当該ウェブサイトには「ビジネスパートナー都市等交流事業」と明記し、本市の委託事業であることを示すこと。
- (イ) 支援の内容、範囲、期間や回数などに関する基準についてウェブサイトに掲載するなど広く公開すること。
- (ウ) その他、情報発信手法について提案すること。

イ 留意事項

印刷物の作成時には、必要部数や内容等を精査し、省資源化に努めること。

(3) その他付随する業務

ア 上記(1)～(2)に付随する業務

- イ 本業務の推進にあたり、発注者の指示のもと各提携先との連絡調整及び在阪の関係支援機関等との情報共有、連絡調整を行うこと。

(4) 本業務実施について

- ア 受注者は、本業務の実施において各種関係法令・条例等を遵守すること。
- イ 発注者は、必要に応じて、受注者のB P C等提携先との連絡調整に協力する。
- ウ 提携先の担当者と緊密に連絡を取り合い、本業務を円滑に実施できる体制を整備するとともに、業務の実施に必要なかつ十分な人員の確保を行うこと。
- エ 本件業務の拠点となる事務所は、大阪市内とし、受注者が確保すること。
- オ 本業務は、海外情勢やトレンドに対応した実施を要するため、事業実施の際、企画提案を受けた実施内容を協議のうえ変更する場合がある。
- カ 本業務の実施においては、適正な運営と経費の節減に努めること。
- キ 本業務を実施する際は、日本貿易振興機構及び大阪府その他の支援実施機関等との連携を密にし、必要の都度、情報交換を行うほか、支援実施機関等の施策・事業との積極的な連携に努めるとともに

に、発注者と協議のうえ国内商談会等の開催時期を本市実施事業やその他の事業イベントと連動するように行うなど、事業の相乗効果の最大化を図り、より事業効果を高められるような工夫を行うこと。

ク 本市、日本貿易振興機構及び大阪府等の支援実施機関が実施する国内商談会、国内見本市の共同実施に努めること。

ケ 受注者が本業務とは別に類似業務（海外ビジネス支援サービスを提供する業務）を実施している場合、本業務を当該類似業務と同一のものとして、サービス提供してはならない。

コ 受注者は、本業務のために備品（品質、形状を変えることなく1年を越える使用に耐える1件の購入予定価格が50,000円以上の物品及び雑誌や定期刊行物等を除く購入予定価格が5,000円以上の図書をいう。）の購入を行う場合は、あらかじめ書面によりその旨を発注者へ申し出て、その承認を受けなければならない。なお、承認を受けて購入した備品の所有権は発注者に帰属する。

6 業務報告書の提出

- (1) 受注者は、「5 業務内容」(1)及び(2)に定める各業務を完了後、速やかに実施内容等の報告事項をまとめた「個別業務報告書」を発注者に提出すること。また、当該業務報告時には、ウェブサイトのアクセス件数及び公開期間、連絡先（リンク貼付先）などの利用実績等の詳細を記録し、印刷物を作成した際は発行部数、配布部数、配布機関及び配布場所等の実績について詳細を記録して報告すること。
- (2) 受注者は、すべての業務を完了後、参加人数、応募倍率、参加動機、満足度及び広報活動を実施した際の効果の検証を含め、本業務における取組や成果等をまとめた「業務報告書」を作成し、発注者へ提出すること。
- (3) 業務報告書については、事業効果の分析を踏まえたBPC等のネットワークを活用した大阪経済の活性化や大阪市と提携先双方の発展に資する新たな取組に向けた検討内容について、次年度以降の本市施策に反映できるよう報告すること。
- (4) 業務報告書の様式については、A4判紙媒体及び電子データを基本とし、報告事項を含め、詳細については事前に発注者と協議を行うこと。
- (5) 業務報告書の提出期限は、令和8年3月31日とする。なお、業務遂行中は、発注者の求めに応じ、本業務にかかる進捗状況等の情報を提供すること。

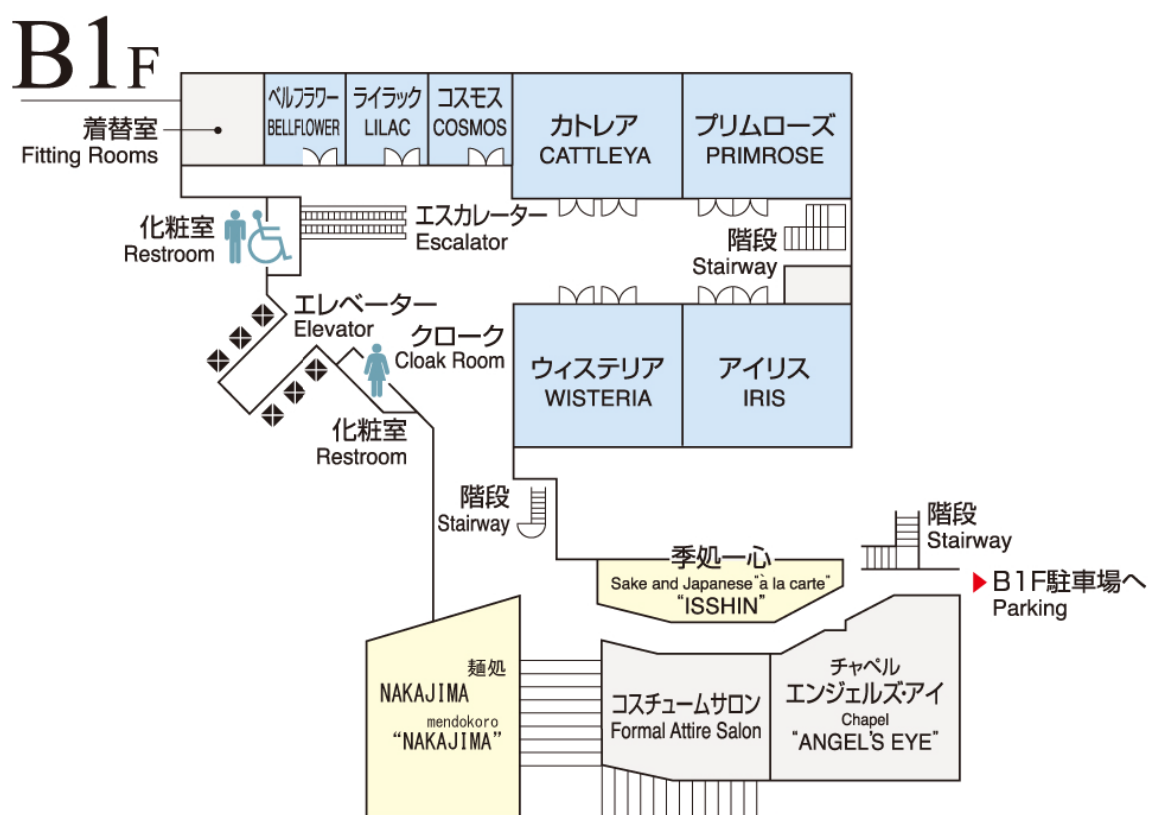
7 その他

- (1) 本仕様書及び契約書に定めのない事項については、その都度、事前に発注者と受注者において協議し決定する。
- (2) 受注者は業務実施にあたり、収集する個人情報・法人情報について、発注者に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。なお、取得した個人情報・法人情報は本市に帰属するものとし、個人情報保護法・大阪市個人情報に関する法律の施行等に関する条例に則り、適正に管理すること。
- (3) 受注者は業務実施にあたり、発注者から円滑な引き継ぎを受けるとともに、取得した情報については、上記(2)に該当する情報として、適正に使用・管理すること。

- (4) 受注者は発注者から契約期間終了等により次期受注者に業務を引き継ぐための必要なデータ等について提出の求めがあった場合は、遅滞なく発注者へ提出すること（情報の引き継ぎに関し、対象となる支援実施企業に了承を得ること）。なお、引き継ぎのための資料作成経費は契約金額に含まれるものとする。
- (5) 事業成果（成約件数など）については、次年度以降の受注者選定に際して資料として使用する場合があります。
- (6) 受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

想定商談会会場

1. 建物名称：ホテルニューオータニ大阪
2. 所在地：大阪市中心区城見 1-4-1 B1 階
3. 対象会場：中宴会場「ウイステリア」(216 m²) 及び小宴会場「ライラック」(59 m²)
4. 提供時間：12 時～17 時 30 分
5. 提供備品：商談用長机、椅子、有線マイク 3 本、ワイヤレスマイク 1 本
6. 建物内位置：下図のとおり



7. 参考ホームページURL：<https://www.newotani.co.jp/osaka/banquet/>

海外展開サポーターについて

本事業を通じ、支援対象企業に対して海外販路開拓をはじめとする海外ビジネスを促進するため、受注者の指示のもと、海外ビジネスに関する地域別・産業分野別の専門家である海外展開サポーターを派遣し、課題解決のためのアドバイスや情報提供を行うこと。

○ 海外展開サポーターの支援内容

- 1 国内見本市出展によるビジネス交流の相乗効果を最大化する観点からスタッフに協力し、見本市における製品・技術のPRや商談をサポートすること。
- 2 国内見本市出展企業等に対して、支援対象企業が海外ビジネス展開を今後自力で海外との取引を進められるよう、国内企業との海外取引にかかる事務・事業に向けた説明、アドバイス等を見本市出展前に行うこと。
- 3 国内見本市の出展ブースにおいて、製品・技術のPRや商談のサポートを行うこと。
- 4 支援対象企業に対して海外ビジネス展開に向けた課題や改善策等を見出し、課題解決のためのアドバイスをを行うこと。
- 5 国内見本市の出展の結果を踏まえ、必要に応じて支援対象企業に対して製品改善や今後の海外での販売計画についてのアドバイスや商談のサポートなど、フォローアップを行うこと。

上記5については、見本市出展の6カ月後（又は年度末）までの間、支援が必要な企業を対象とする。
上記5に関しては、海外展開サポーターに対応させることができる。

公正な業務執行に関する特記仕様書

(職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「コンプライアンス条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又はコンプライアンス条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約(協定)を解除することができる。

再委託に関する特記仕様書

- 1 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- 4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

人権研修に関する特記仕様書

受注者は、従業者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務の遂行をするよう、適切な研修を実施すること。また、業務終了後はすみやかに「人権問題研修実施報告書」（別紙）を発注者に提出すること。

令和 年度 人権問題研修実施報告書

業務名称				
事業者名			担当者氏名	
所在地・連絡先	〒 ー	TEL:	FAX:	電子メール:
従業員数 (正規職員、非正規職員)				

月 日	区分	研修テーマ	講師・研修方法	会場	時間数	対象(受講人数)
(例) 4月14日	⑤	〇〇について	講師名:〇〇 〇〇 研修方法:事業主のつどい	大阪市中心公会堂	3時間	管理職(2名)

* 区分: 次に該当する研修の番号を記入ください。

- ① 自社(貴団体)独自で行う研修
- ② 所管局が主催する研修
- ③ 大阪市民政局ダイバーシティ推進室が市民啓発として実施している事業(啓発ビデオ試写会、ヒューマニティ演劇のつどい等)
- ④ 区が中心となって実施している事業(人・愛・ふれあいプラザ事業、人権展等)
- ⑤ 大阪市企業人権推進協議会が実施している事業(事業主のつどい、人権問題入門セミナーなど)
- ⑥ その他: 上記に当てはまらないもの

* 受講職員(人数): 自社(団体)の管理職、その他の団体常勤職員、非正規職員に分けて、受講人数を記載してください。